

# 第3回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会 議事録

- 日 時  
平成17年12月9日(金) 午後7時から8時30分まで
- 場 所  
横浜市庁舎5階 特別会議室
- 出席者等
  - (1) 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員 5人  
矢野聡委員長、井上光昭委員、関一平委員、橋本廸生委員、松岡美子委員
  - (2) 事務局(横浜市衛生局)  
地域医療政策部長、医療政策課長、医療政策担当課長、救急・災害医療担当課長 外6人

## 1 開 会 (司会：横浜市衛生局地域医療政策課 担当係長)

### 2 評価採点結果について

事務局から提出された、前回(12月4日)の選定委員会で各委員が採点した評価点(素案)をもとに、それぞれの評価項目ごとに意見交換をし、委員会としての評価点を付けることとした。

#### (1) 「基本的な考え方」

##### 「①センターの役割、管理運営に関する考え方」の評価項目について

総合保健医療医療財団(以下「財団」という。)の評価を「5」を付けた理由について、委員Eから、財団は、今までセンターを問題なく運営してきたことを考慮して「5」の評価を付けたとの説明があった。

これに対して、他の委員から、横浜市病院協会(以下「協会」という。)の提案に比べ、現状を変えようとする提案もなく、可も不可もない提案だから平均的な「3」でよいのではとの意見が出された。

以上の議論を経て、財団の提案は堅実であるが、現状を変えていこうと言うビジョンにかけるため、平均的な評価である「3」に変更した。

#### (2) 「事業計画」

##### ア 「①夜間急病センターの事業計画について」及び「②夜間急病センターの診療体制確保について」の評価項目について

この2つの評価項目における協会の評価を、「2」を付けた理由について、委員Cから、提案書では、現行と同じ人員体制で2時間多く診療するなど業務を増やしているが、これは現行の業務が余程の余裕がなければ難しく、計画に無理があるのではと考えて、評価をそれぞれ「2」をつけたとの説明があった。

これに対して、他の委員から、現行の医療業界は、必ずしも他の業界に比べ効率的でなく、人件費を80%に削減し、2時間多く診療するなどの協会の提案内容は、その意欲を買うべきではないのか。別の委員からは、提案の内容は必ず実行するのが前提で、事業計画の内容についての審査に重点を置くべきだなどの意見が出された。

以上の議論を経て、委員Cは、協会の提案における事業の刷新性、市民への配慮、人件費削減戦略等の提案内容を評価し、「3」に変更した。

また、委員Eは、「②夜間急病センターの診療体制確保について」の評価項目について、協会の評価に「5」をつけたが、スタッフの確実な確保に一部、不安な面があることから減点し、「4」に変更するとの説明があった。

#### イ 「⑥その他の事業について」の評価項目について

委員Cは、医療情報センターの相談業務における医師のオンコール体制などの協会の提案を積極的に評価して、「3」の評価を「4」に変更するとの説明があった。

また、委員Bは、財団の提案は、新たな提案が見られないが、堅実であることから平均的な評価である「3」に、「2」から変更するとの説明があった。

### (2) 「管理運営」

#### ア 「①医療その他センター業務のサービス向上、安全管理の確保、個人情報の保護管理等について」の評価項目について

委員Bから、協会と財団の評価点について、明らかな記載ミスがあり、評価を入れ替えて、協会を「4」から「2」に、財団を「2」から「4」にするとの訂正があった。あわせて、協会の「2」の評価については、センターの警備についてのヒアリングした際に、他の病院の状況を参考にしながら検討するとのあまり積極的な答えをしなかったため、評価を「2」にしたが、この評価項目全体では重要な部分ではでないことから、評価を「3」に変更したいとの説明があった。

#### イ 「③安定した管理運営に関する事」の評価項目について

委員Cから、スタッフの確実な確保について課題があり、これが安定した管理運営に影響を及ぼすのではと考えて、「2」にしたが、協会の積極的な提案内容の全体を評価し、評価を「3」に変更したいとの説明があった。

#### ウ 「④収支計画とコスト削減に関する事」の評価項目について

委員Eから、財団は現管理者であり、堅実に運営してきたことから評価を「4」にしたが、現時点では、医師の単価を据え置きにするなどコスト削減に積極的な提案がないため、評価を「3」に変更したいとの説明があった。

以上の議論を踏まえ、それぞれの評価を点検、変更し、委員会としての評価点を付けた。

その結果、社団法人横浜市病院協会：74.2点、財団法人横浜市総合保健医療財団：68.4点となり、社団法人横浜市病院協会を優先交渉権者、財団法人横浜市総合保健医療財団を次点交渉権者に選定することに決定し、選定報告書を作成した。

## 3 決定事項

### (1) 優先交渉権者

所在地：横浜市中区桜木町1丁目1番

名称：社団法人横浜市病院協会

### (2) 次点交渉権者

所在地：横浜市港北区烏山町1735番地

名称：財団法人横浜市総合保健医療財団

### (3) 選定報告書（別添のとおり）